

第1章

「統治者」再考という問題意識と可能性

序に代えて

佐藤章

要約：

本章は、「統治者」に焦点を当てて、サハラ以南アフリカの政治分析に新しい視点を探究するという本研究会の趣旨の解説である。本研究会は、コートディヴォワール研究におけるウフェ＝ボワニという統治者像の再検討が、同国現代政治史全体に書き換えをも要請するという「二重の書き直し」の可能性を、他のアフリカ諸国に敷衍して、比較研究を行うところから出発した。ここでは、この狙いについて述べた上で、研究会での議論の要点と本中間報告の各論の概要を示すことで、今後にかけている「統治者」再考の作業の可能性を展望する。

キーワード：

「統治者」、「個人支配」再考、研究展望

はじめに

本書は、2005年度から2年間の予定でアジア経済研究所で実施している、「アフリカの『個人支配』再考」研究会の中間報告書である。本研究会は、1980年代以降、サハラ以南アフリカ（以下アフリカ）に関する政治研究において正面切って取り上げられてこなかったテーマである、「統治者」 国王、大統領、

首相、マルクス - レーニン主義国家における唯一党のトップ、軍事政権首班、暫定政権首班などを、このカッコ付きの表現で総称する に焦点を当て、アフリカ政治分析における新しい視点を探究するという問題意識に基づいて発足したものである。

本章は、中間報告書の序に代えて、研究会発足に際して編者（研究会の主査）が抱いていた問題意識と狙いをまず記し（第1節）、次いで、研究会での議論について簡単に紹介しておく（第2節）、次いで、本書所収の各委員による中間報告の内容を紹介して（第3節）、むすびとしたい。

第1節 研究会発足に際しての問題意識と狙い

まず、研究会発足に際して編者が抱いていた問題意識について説明しておきたい。その問題意識は、編者が研究対象としているコートディヴォワールにおけるF・ウフェ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny。以下、ウフェ）という「統治者」をめぐるものである。

1960年の独立以来33年間にわたって同国の大統領として君臨したウフェの治世は、同国がアフリカには希な「政治的安定と経済的発展」の代名詞と謳われた時期と重なる。ウフェに関しては、大統領在任中から、同じ独裁者ではあっても、苛烈な人権侵害や国庫金の私的濫用などで国際的な非難を浴びたウガンダのアミン（Idi Amin Dada）や中央アフリカのボカサ（Jean-Bédél Bokassa）らとは一線を画す、「慈善的権威主義（benevolent authoritarianism）」（Mundt[1997: 185]）だとする評価があった。こういった見方に則り、コートディヴォワールの長期にわたる「政治的安定」は、もっぱらウフェという「統治者」の政治的手腕によって確保されてきたとの考えが支配的であった。そして、1999年12月以来、クーデターと内戦によって政情が極度に不安定化してきている同国の情勢については、以上の考えを敷衍して、ウフェというカリスマ的な「統治者」の不在 言い換えれば、後継大統領たちの手腕の未熟さ がもたらしたも

のとされてきた。

しかし、この解釈には問題があるというのが編者の考えである。本章では深く立ち入ることはしないが、同国でこの数年続いてきた政治的不安定には、ウフェ在任中から中長期的に形成されてきた、社会経済構造、国家のあり方、統治に際して動員されるイデオロギーなどが背景要因として強く作用しているからである（この点に関して編者は、植民地期の独立運動のあり方、一党制の形成過程、政党と選挙、結社とイデオロギーなどいくつかの観点から論じてきた。例えば、佐藤 [2000; 2001; 2005; 印刷中] を参照）。在任中にさしたる政治的不安定が生じなかったという点のみをとりあげて、今日の混乱に関してウフェを免罪し、後継大統領たちにのみ原因を帰していくのは、コートディヴォワール現代史の理解としてまったく妥当でないのである（この点は、本書第5章の真島論文でも指摘されている）。したがって、コートディヴォワールにおける今日の不安定化を理解するためには、ウフェの時代にまでさかのぼって検討を行う必要がある。そこでは、「慈善的権威主義」的なウフェ観の批判的再検討とともに、ウフェという「統治者」像の根本的書き換えが迫られることとなろう。そして、さらにその先には、従来のウフェ像に依拠して書かれてきた現代コートディヴォワール政治史の全面的な書き換えという研究課題が開けていると言えよう。

以上の個人的な問題意識を踏まえて、編者は次のように研究会の狙いを設定した。ウフェという個別の「統治者」を離れてより一般的な文脈から言い換えれば、以上に示した編者の問題関心は、ある「統治者」を取り上げて、その統治のあり方を、政治的な側面にとどまらずさまざまな側面から 社会経済的側面であるとか、思想・イデオロギーの観点から、さらには国際的な環境、時代的な状況も併せて 再検討し、その結果描き直された「統治者」像を梃子にして、政治史の書き直しをも図るというものである。いわば、二重の書き直しを目指すアプローチと言えるわけだが、このアプローチは、比較という方法によってさらに実りあるものとなるのではないだろうかと編者は考えた。このアプローチを通して、新たな視点が開けてくるアフリカの国が他にもあるので

はないだろうか。もしあるとすれば、その事例とウフェの事例を相互比較することで、各々の「統治者」の固有性と共通性が明らかになるのではないか。また、「統治者」に着目しても何も見えてこない国が逆にあるとするならば、その差は何を意味するのだろうか。こういった一連の問いを検証してみることで、アフリカ政治研究に新しい視点を導入することが可能になるのではないかとこれが研究会発足に際して、編者が抱いていた狙いである。

そのうえで、編者は、上記の研究上の狙いも加味して、ウフェ的な「統治者」の像を、「アフリカにおいて一時代を形作ってきた統治者、システムや制度に強い影響を振るう突出した個人（支配者）」、ならびに「1960年代から今日至るアフリカ政治、世界におけるアフリカの姿をイメージし直すキーパーソン」として暫定的に定め、委員に提示した。研究会では、これを叩き台として、「統治者」論の可能性を探るための作業に取り組むこととなった。

第2節 「個人支配」概念の相対化

研究会での議論の焦点は、大きく整理してふたつあった。第一は、アフリカ政治研究の領域において、本研究会で言う「統治者」に焦点を当てた代表的な研究である Jackson and Rosberg [1982] が提示した「個人支配 (personal rule)」概念の今日的妥当性についてである。第二の焦点は、「統治者」に焦点を当てることで政治現象のいかなる側面が明らかになるかについてで、いわば、「統治者」という着眼点の有効性と研究上の射程の問題と言い換えられる。

まず、第一の焦点に関する研究会での議論を整理しておきたい。ジャクソンらの議論の要諦を編者なりに整理すれば、「十分に制度化されていないアフリカ国家においては秩序が『統治者』個人によって与えられている。いわば、国家は『個人化された制度』によって支えられている」という点にあると言える（ジャクソンらの議論については、本書所収の遠藤、落合両論文での整理も参照されたい）。研究会の議論では、「個人支配」が、アフリカの特定国ないし特定の

時代には確かに存在したこと（例えば、典型的な例としてはコートディヴォワールのウフェ、「統治者」個人というよりはその側近・近親者を含む寡頭制的な例としてルワンダのハビヤリマナ Juvénal Habyarimana 体制）が確認された。他方、「統治者」個人が、自ら支配しているというよりは、官僚層を含む権力層のうえに「乗かった」かたちと捉えるのが妥当だとされるナイジェリアの初期の軍人政権の例や、立憲的支配が確立されたボツワナやガンビアの例などから、「個人支配」概念が妥当しないケースがあることも確認された。

むろん、「個人支配かそうでないか」をそもそも二者択一的に判断することが適当かという問題もまたある。「民主化」後の今日でも、立憲的な手続きを経て選出された大統領などが強権的な手法を振るう事例も見られることから、「個人支配」は、今日なお、アフリカ諸国における「統治者」の行動様式や統治のあり方の一側面を捉える際の、ひとつの着眼点であるには違いないということは確認された。しかし、このような留保を付しながらも、全体としては、「個人支配」概念は、アフリカの「統治者」を包括的に把握する分析概念としては限界があるということが明らかになった。

「統治者」という着眼点と研究上の射程という第二の焦点に関しては、本中間報告に収録した報告が、各委員の現時点での思考の端的な表明といえる。そこで、詳細は、第三節での各報告の紹介に譲ることとしたいが、その前に、検討会発足当初に議論の叩き台として編者が示した論点を振り返り、1年の研究会を終えての事後評価の意味で簡単に整理しておきたい。

編者があらかじめ示した論点はふたつあり、一つ目は、「統治者」というものを、卓越した個人として捉えるべきなのか、それとも実際は個人を中心としたシステムとして捉えるべきなのか、というものである。二つ目の論点は、冷戦や国際共産主義運動、非同盟運動といった国際的な文脈が、「統治者」の正統性にどの程度影響を与えているのか、というものである。

一つ目の「システム」という論点についてだが、そもそも「システム」の範囲は研究者それぞれの関心に応じて操作的に定めることができるものである（例えば、少数支配者集団というかなり限定された領域に絞っても、国際的な

文脈にまで拡大しても「システム」は論じうる)。もとより、編者も「システム」の範囲を明確に定義していたわけではなかった。ただこの研究会の議論では、この「システム」というキーワードを手がかりとして、閣僚、議員、党幹部、高級官僚、将校層といった、権力者層との関わりで「統治者」を見ていくという方向性に、何人かの委員が強い関心を示した(本章第3節での落合、津田、武内委員の報告を参照)。これらは、特定個人名のレベルまで深めて「システム」の動態を探るなかで、「統治者」の存在様態をあぶり出していくという手法をとる。データ収集と厚い記述を旨とする地域研究的な政治分析の長所をいかななく発揮できる方向性であり、研究のフィージビリティも高いといえる。

二つ目の国際的な文脈をめぐる論点に関しては、編者がウフェと冷戦との関係について試論を試みた。ウフェに関しては、アフリカにおける親仏政権の代表格として、西側諸国の世界戦略上重要な位置を占めていたということがよく言われている。編者はこういった国際関係上の次元にとどまらず、ウフェに関しては、「安定の発展の代名詞」たる国の元首として「西側のユートピア」の表象として機能していたといった、20世紀の世界におけるイデオロギー的な機能という面からの検討が必要ではないかという可能性を論じた。ここから、冷戦や脱植民地化などの時代状況との関わりで「統治者」を論じていく方向性と同時に、「統治者」を成立させている世界大でのイデオロギー構造のなかで「統治者」がいかなる「主体」として存在しているのかという、モダニティ批判につながる方向性が展望できるのではないかというのが、編者の考えであった。本中間報告では、この試論を中間報告として執筆はしなかったが、イデオロギー的な側面や、世界大での時代状況などを考慮にいれることは、今後、「統治者」論の可能性の幅を探るうえで重要な課題になるものと思われる。

第3節 各中間報告の概要

次に、本節では各委員の中間報告の概要を紹介し、前節で言及した以外の論

点の広がり示すこととしたい。なお、ここでは、各委員に対して研究会発足当初に抱いていた狙いを併せて記す。各報告の研究上の意義をより明確に示すためである。

遠藤貢委員、落合雄彦委員、津田みわ委員とは、2003～2004年度に、津田みわ主査でアジア経済研究所で実施された研究会で一緒に研究をさせて頂いていた。津田研究会での基本的な視座は、「現代のアフリカ諸国において『民主化』の名のもとで具体的にどのような政治のシステムが成立しつつあるのかを捉え直すこと」(津田 [2005: 3]) というものであり、各国での法制度や運用の実際にとくに関心を払うことで、各国各様の「民主化」の実像を解明することが目指されていた。「制度」という側面から各国の政治像を描出した研究者が、「統治者」というレンズをたずさえたときいったいどのような像を描くのだろうかというのが、ご参加をお願いするに際しての主査の関心であった(津田研究会の成果は2005年12月に『アジア経済』特集号として発表された。掲載論文は、津田 [2005a; 2005b] 遠藤 [2005] 落合 [2005] 佐藤 [2005] である)。

本中間報告書で、遠藤委員は、「崩壊国家 (collapsed state)」としてのソマリアはなぜ生成したのかという問題を探究する一環として、同国が「崩壊国家」状況に陥る前に存在していたシアド・バーレ (Mohamed Siyaad Barre) 体制の検討を行っている(第2章)。ジャクソンらの個人支配者類型に照らして、「統治者」シアド・バーレが、「預言者 (prophet)」から「専制君主 (autocrat)」そして「暴君 (tyrant)」へと変容を遂げていったことが示され、そして、「そのもとの「分離支配」という形の政策の中で、ソマリアの文脈における氏族間の政治対立が誘発され、しかもその政治対立が容易に武装勢力間の対立に転化しやすい状況が準備されてきた」(本書第2章「暫定的なまとめと今後の課題」)と指摘している。これを踏まえ、遠藤は、シアド・バーレ体制は「出来事」としての「崩壊国家」の生成をある程度説明すると暫定的に結論づけている。编者にとって興味深いのは、「おそらく『個人支配』としてのシアド・バーレ体制は『崩壊国家』としてのソマリアという体制崩壊後の状況から改めて読み直す必要性がある」(本書第2章同)という遠藤の指摘である。今日の不安定化を踏ま

えて、過ぎ去ったウフェ体制を再考しようと構想する編者は、このような遡及的（retrospective）な視角に強く共感するものである。

落合委員は、独立以来のナイジェリアで数多く登場してきた軍人国家指導者に注目し、その政権における「個人支配性」を史的に考察することを試みている（第3章）。具体的には、ナイジェリアの軍部支配を第1期と第2期に大別し、両期あわせて8つの軍事政権について、クーデタによる権力掌握、政策の立案実施、民政移管プログラムという3つの視点から比較考察し、「個人支配性」を検証している。その結果、ナイジェリア軍事政権における「個人支配性」が、総じて第1期には希薄であったのに対して、第2期にはより顕著なものになっていくという点が示されている。落合報告で注目されることは、第1期において「個人支配性」が希薄だったことの背景に、新興国であるために、軍人の年齢が総じて若く、士官クラスの軍高官の絶対数が少なかったことと、官僚層の実質的権限が強かったことがあるとの指摘である（第3章第2節2）。ここからは、「統治者」の存在様態が、国家運営に携わるさまざまなエリート（この場合は士官と官僚）間の力関係ならびに、エリート形成の時代的、世代的特性といったものに強く影響されるという論点を読み取ることができる。

津田委員は、ケニアにおける憲法見直し論争とエリート間の権力抗争の関係を分析するための準備作業という位置づけで、2002年末のキバキ（Mwai Kibaki）政権誕生から2005年12月までの新憲法制定問題の経緯を詳細に整理している（第6章）。併せて、関連資料として、新憲法制定をめぐる国民投票結果を選挙区別、州別、その他領域別に網羅し、分析を示すほか、全国会議員に関して新憲法案への立場の推定を試み、別途政党別の集計を付すという丹念な作業を行っている。さらに、2003年のキバキ政権発足時から現在にかけての全内閣のリストも示している。ここで対象となっている時代におけるケニアの「統治者」はキバキ大統領となるわけだが、津田の示す資料からは、就任以来強権的な姿勢を強めているとされる同大統領が、その地位を維持するために念入りな閣僚人事を行っているさまを生々しくうかがうことができる。これはすなわち、「統治者」としてのキバキの地位が、権力者層内部における絶えざる再編のうえに

成立しているということであり、「統治者」としてのステータスが固定的なものだなどと憶断されるべきではないというメッセージを伝えている。また、落合委員が軍人と官僚の関係について検証したエリート間の力関係を、大統領 - 閣僚 - 議会という場において検証した試みとも言え、方法論的な示唆にも富む。

武内進一委員は、地域研究をベースにしたアフリカ政治研究を続けてきた研究者であり、とりわけ、『現代アフリカの紛争』(武内編[2000])、『国家・暴力・政治』(武内編[2005])というふたつの編著を通して、日本における紛争研究をリードしてきた。近年ではアフリカ国家における統治の問題に関心を示しており(武内[2005])、それが「統治者」に焦点を当てた時にどのような新しい視点が開けてくるのかが、主査が依頼にあたって注目していた点であった。本中間報告(第7章)で、武内委員は、1994年のルワンダ虐殺に関連する人名録を作成し、虐殺時の役割やハビヤリマナ政権期(1973~94年)の地位などの情報を整理している。これは、ハビヤリマナ体制とルワンダ大虐殺の関連を考察するという研究展望に立ち、先行研究が乏しい同体制について人的ネットワークという観点から肉薄していこうという、挑戦的な試みである。はからずも、「ハビヤリマナの出でこないハビヤリマナ論」となっているわけだが、このアプローチは、研究資料の不足に強いられた面があるとはいえ、「統治者」が完全に自律的な存在ではなく、あくまで人的な関係性の中で存在しているということと、図らずも的確に指し示しているといえよう。

政治現象の研究に新しい視点を導入することを期待して、本研究会では二人の人類学者にもご参加をお願いした。

栗本英世委員は、1996年に発表した『民族紛争を生きる人びと：現代アフリカの国家とマイノリティ』(栗本[1996])をはじめとする論考を通して、アフリカの国家の問題に意欲的に取り組んできた人類学者である。この中間報告では、22年間にわたって歴代のスーダン政府との内戦を戦い抜いた SPLM/SPLA (スーダン人民解放運動/スーダン人民解放軍)の創設以来の最高指導者、ジョン・ガラン(John Garang)に焦点をあてた事例研究が試みられている(第4章)。国家主権への疑義を解放闘争によって実地に申し立てる反政府武装組織は、

栗本委員が言うように「国家の陰画」ないしは「相似的なコピー」(第4章、要約)とみなしうる。さらに SPLM/SPLA は泡沫的なゲリラ組織ではなく、2005年1月の包括的平和協定の調印によって、南スーダンの暫定自治を事実上勝ち取った組織であり、そのリーダーたるガランも包括的平和協定に基づいてスーダン共和国の第一副大統領に就任している。この意味で、ガランを本研究会の問題関心に沿って「統治者」とみなすことに問題はない。ガランは、副大統領就任からわずか3週間後、キャリアと人気の絶頂時に、事故死した。本中間報告で、栗本委員は、自らのガランへの思いとともに、そのライフヒストリーや死の前後の状況を概観している。

真島一郎委員は、国家と個人の間生成、構築される諸種の間接集団に関する理論的な考察とともに、アフリカにおける国家を論じてきた人類学者である(例えば、真島[2004])。本中間報告では、その理論的枠組みをさらに深めつつ、コートディヴォワール現代史におけるウフエ=ボワニの個人支配の如何を「倫理(moral)」の視点から分析することが試みられている(第5章)。ここで真島委員が言う「倫理」を編者なりに理解すれば、国家や結社などにおいて人と人との結合なるものが成立する局面で、当事者あるいはその結合関係の外部にある他者によって意識される、関係性にまつわる認識ならびに規範のことといえる。この概念を用いて真島委員は、『『個人支配』と形容される統治形態に与える定義のひとつ』として、「国家倫理として定着したメタモラル[この場合、集団内部ではなく、集団間の関係性に適用される「倫理」 引用者注]の発案者ないし喧伝者が、同時に個々の政策プロセスにかなりの程度まで介入しうる国家元首であるという事態」(本書第5章第3節)ということを挙げている。真島委員の着想は、「統治者」の問題を、国家-中間集団-個人 というアルチュセールの理解における国家編成の中で、理論的に捉えていく手がかりを提供してくれる意欲的なものである(アルチュセール[1972])。

主査である編者は、この中間報告では、アフリカ諸国の20世紀以後の独立国において登場した「統治者」を悉皆調査し、一覧表化することを試みた(第8章)。この作業は、「個人支配」再考に際して潜在的な研究対象となりうる事例

の全体像の把握という意義の他、Jackson and Rosberg [1982] 以後進められてこなかった、アフリカの「統治者」に関する総覧的な研究の欠落を補うことと、比較政治学的な研究のための素材の提供という意義を持つものである。この作業の結果、20世紀半ば以降のアフリカの独立国（ただし、対象国にはタンザニアとの合邦後のザンジバルと、暫定自治の地位が認められた南スーダンを含む）では、今日に至るまでに振り返りを含め 264 人の「統治者」が登場したことが明らかになったが、このうちジャクソンらの研究が出た後に登場した統治者は、ほぼ半数を数える。このことは、とりわけ近年のアフリカの「統治者」が十分に研究されてこなかったということを示している。この意味においても、「統治者」に焦点を当てる本研究会の意義は、極めて高いと言えるだろう。

以上が中間報告の概要である。いずれの報告も、「統治者」再考という研究アプローチの今後の発展性を強く期待させるものとなっているといえよう。これを踏まえて、来年度もさらに議論を深め、アフリカ政治研究における「統治者」論の可能性を探り当てたいと考えている。

参考文献

日本語文献

- アルチュセール、ルイ [1972] 「イデオロギーと国家のイデオロギー装置（上・下）」（西川長夫訳）『思想』第 577 号、pp.114-136、第 578 号、pp.126-146。（原著 Louis Althusser [1970] "Idéologie et appareils idéologiques d'Etat: notes pour une recherche," *Pensée*. (juin)）
- 遠藤貢 [2005] 「『民主化』から民主化へ？ 『民主化』後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって」『アジア経済』46 (11-12) pp.10-38。
- 落合雄彦 [2005] 「ナイジェリアにおける『民族問題』と制度エンジニアリング 軍事政権期を中心として」『アジア経済』46 (11-12) pp.71-97。
- 栗本英世 [1996] 『民族紛争を生きる人びと：現代アフリカの国家とマイノリティ』京都：世界思想社。
- 佐藤章 [2000] 「コートディヴォワール独立運動におけるアフリカ人農業組合（SAA）の役割：再検討の試み」『アフリカ研究』56、pp.53-66。
- [2001] 「コートディヴォワールにおける換金作物生産と一党制成立過程 PDCI の組

- 織化戦略と「脱プランター」化」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所) pp.139-183。
- [2005] 「政権交代と少数者のゲーム」コートディヴォワールの『民主化』の帰結」『アジア経済』46(11-12) pp.98-125。
- [印刷中] 「統制的結社とイデオロギー」コートディヴォワールにおける差別的排除的实践に関する考察」『文化人類学』71(1): 近刊。
- 武内進一(編)『現代アフリカの紛争』千葉: アジア経済研究所。
(編)[2005] 『国家・暴力・政治: アジア・アフリカの紛争をめぐって』千葉: アジア経済研究所。
- [2005] 「冷戦後アフリカにおける政治変動」政治的自由化と紛争」『国際政治』140、pp.90-107。
- 津田みわ[2005a] 「『民主化』とアフリカ諸国(特集にあたって)」『アジア経済』46(11-12)、pp.2-9。
- [2005b] 「離党規制とケニアの複数政党制」変質する権威主義下の弾圧装置」『アジア経済』46(11-12) pp.39-70。
- 真島一郎[2004] 「六八年五月、ダカール」共和政体の翻訳論」(石井洋二郎・工藤庸子編『フランスとその外部』東京大学出版会) pp.71-101。

外国語文献

- Jackson, R. H., and Carl G. Rosberg[1982] *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*. Berkeley: University of California Press.
- Mundt, Robert J. [1997] "Côte d'Ivoire: Continuity and Change in a Semi-Democracy," in John F. Clark and David E. Gardinier ed., *Political Reform in Francophone Africa*. Oxford: Westview Press, pp.182-203.